

経営診断への環境事前評価の新しい展開について（1）

工藤 市兵衛・鈴木 達夫

A New Development of Inviromental Assessment of Business Diagnosis

Ichibei KUDO, Tatsuo SUZUKI

従来の経営診断制度が環境問題にアプローチするにはきわめて不備なものである。その意味において、経営診断に環境問題の重要性の認識が必要であると同時に経営診断と環境・公害に対する診断には根本的な違いがあることを指摘した。そして、経営診断に対して環境アセスメントのアプローチにより展開する事前評価の診断の必要性について指摘した。

1. 緒 論

先進国とくに先進重化学国に見られるように、科学技術が急速に発展し、かつ高度化、大型化、集積化し、今日の経済社会活動の発展と生活水準の向上に多大の貢献をしてきた。しかし、その反面、科学技術の適用にあたり、自然および社会環境に対する好ましくない影響、すなわち、負の影響を与えたのであるが、これに対する対応策が必ずしも十分でないために環境、安全、衛生問題等が生じ、科学技術そのものと社会との調和の問題が再検討を迫られている。

このことは先進国ばかりでなく、将来発展途上国においても多かれ少なかれ顕在化することは明らかである。

とくにわが国は、狭隘な国土に1億2千万人余の人口を抱え、資源の大部分を海外に依存するという劣悪な条件の下で、戦後急激な重化学工業化を進め、驚異的な経済的発展を遂げたが、それに伴う悪影響が最も大きく現われた。

このような状況の下に科学技術の適用に対する国民の考え方も変化し、その結果、新技術の開発、革新および工業化への適用に関しても格段の慎重さが要請されるようになった。近代国家の発展は、とくに工業資源のないわが国においては科学技術の進展に負うところが大きい。

わが国が先進工業国の1つとして今後もその位置を保持して行くためには、エネルギー、食糧、資源、公害、都市問題等多くの問題の解決にも科学技術の発展とその適用が重要な意義を有する。

それだけに環境の問題は多量の物質資源とエネルギーを駆使した結果として生じた問題であるだけに自然環境

が有限として認識され、人間と一般生物との生存上の質的な差にもとづく環境の区分が必要となってくるという ecological な考え方に従って、環境破壊と環境保全の両面のあり方を考える必要性がここに論じられているのである。

すなわち、新しい環境に適応するために企業に対し、環境基準及び排出基準を守る上での科学技術をわが国固有の社会的条件との関連において見直し、科学技術を適応する際も社会にもたらす善悪両面の影響を事前に予測し、評価を行う事前影響評価（Inviromental Impact Assessment）の重要性が要請されるのである。

そのためには、まず、安定成長時代という新時代を迎えての企業の経営診断を的確に行うためには環境問題（大気、水、騒音、振動、臭気）の事前評価の診断をより以上、的確に行うことが重要と考える。

しかも、従来の経営診断の方法展開から、Socio-ecological な新しい考え方を経営診断に展開しなければならない。

この展開を進めることが経営診断に対しての事前評価の診断の展開になり得ると考え、以下、論を進めるものである。

2. 企業の現況と環境問題の背景

a. 価値観の転換と環境

戦後わが国における最も特筆すべきことは、国民全体が経済主義を基本理念とし、その理念を価値観とする企業行動で高度成長を達成し、非常なスピードで先進国に仲間入りしたこと、その反対の現象として産業公害の発生、環境の破壊がある。

すなわち、その要因の背景として、

- ①生産高（特に工業生産高）やエネルギー消費、自動車の保有台数のような経済指標の急激な増加であり、
- ②社会資本への公共投資が伝統的に小さかったのに加えて
- ③生産活動および消費活動が地域的にきわめて集中していることが
- ④産出量の増加率の上昇に結びつき、これに伴う排出量の増加率の上昇となって、経済成長が環境破壊とほとんど比例的に進行した。

上記の要因が物質的欲望による経済優先主義の価値意識に結びついたと言える。

特に昭和48年11月の石油危機が起る以前は高度成長期のピークであり、企業の現状は経済優先主義による価値観が定着し、他の全てに先じて経済的發展を優位に置く考え方が価値判断の基準であった。

そして、企業が経済主義と営利主義を最高の価値基準として行動し、企業の活躍によって、今日の経済成長を勝ち得たものであり、正に経済主義に徹した企業の努力の成果であった。表1の日本及びOECD主要加盟国の成長率を見ても世界に類を見ない高度成長を続けてきたと言える。

表1 日本及びOECD主要加盟国の成長率

(1960～1970年、年率%)

国名	G N P	工業生産高	エネルギー消費量	使用中の自動車台数
日本	10.8	14.8	11.6	25.3
アメリカ	4.2	4.8	4.5	3.7
イギリス	2.7	2.8	2.3	6.6
フランス	5.6	5.9	5.3	8.2
イタリア	5.5	7.0	8.9	24.1
スウェーデン	4.6	6.1	5.0	6.4
オランダ	5.3	7.3	8.4	15.7
OECD	5.0	5.9	3.0	6.2

(備考) OECDの資料による。

しかし、反面、企業が敗戦そして復興して行く発展過程において、主に欧米からの科学技術を導入し、アメリカ式管理技術の導入がうまく相乗され、やがて重化学工業の発展、その中で進行した技術革新、そして、より豊かな消費生活の高度化の過程での代償は四大公害裁判で見られる人間の健康・生命に直接被害を及ぼした産業公害であった。

その意味において、公害が大きな社会問題となり、国民の価値観が変化し、企業と社会の調和をめざす価値観へと変化してきたことは「憲法第25条」の「生存権と国の社会的使命」の精神の再認識となり、環境に対する価

値観の変化は政治的な圧力の変化となって現われ、これによって政府の政策に反映された。

「1960」年代末と「1970」年代の初めに数多くの重要な規定が国会、行政当局、裁判所によって行なわれており、わが国では環境政策の法律的な基礎は「1967」年と「1971」年に作られたといつてよい。

次に

昭和48年11月の石油危機以後における価値観の転換と環境については、経済成長が一時マイナス成長となり、石油危機以後、今日までの5年間、企業の現状は一部を除き構造的な不況に悩まされている。

特に資源不足、構造不況、インフレの増長が社会的価値観を一層複雑化させる結果となり、公害に対する社会の意識の変化も公害の対策もこれに応じて変化してきている。

図1は民間企業公害防止設備投資の動向であるが「調査対象企業の公害防止投資額は40年代の後半に急速に増加し、45年度の1637億円から50年度には5.7倍の9.286億円へ、全投資に占める割合も5.3%～17.1%にまで上昇している。しかし、50年度をピークとして、民間企業の

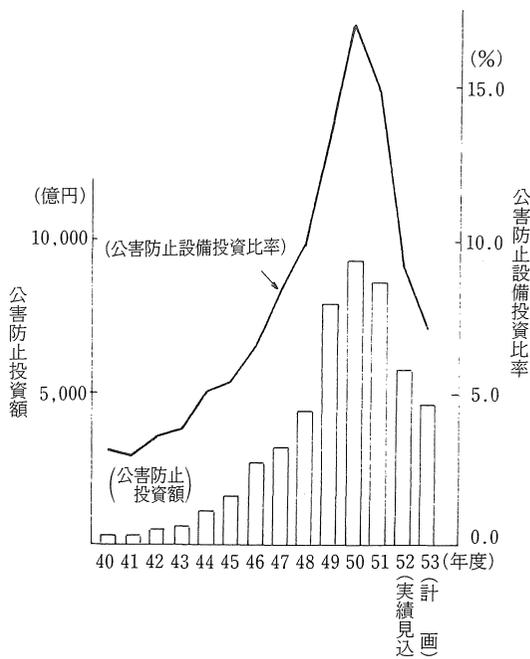


図1 民間企業公害防止設備投資の動向

- (備考) 1. 通商産業省「民間における産業公害防止設備投資の動向」(52年11月調査実施による)。
 2. 公害防止投資については40～46年度までは資本金5千万円以上、47年度以降は鉱業を除き1億円以上の企業を対象としている。
 3. 支払ベースの数値である。

公害防止投資は51年度以降急激な減少を示しており、51年度には前年比8%減52年度には33%減の見込みであり不確定要素は多いが53年度計画においても20%減少の見込みである¹⁾となっている。

以上の民間企業公害防止設備投資の動向を見ても公害批判を予防する技術の開発と適用を重視する結果であると同時に公害規制強化から、開発行為に対する公害発生や自然破壊の未然防止に重点が置かれ始められている。

特に環境の問題は多量の物質資源とエネルギーを駆使した結果、生じた問題であり、石油危機以後、物質集約型産業から物質資源節約型産業へと構造的変化をもたらしているのも上記の理由にほかならない。

しかも、開発行為も経済的プラスの効用ばかりでなく、環境へのマイナスの副作用を無視できなくなってきた以上、高度成長時代の物質的欲望から低成長時代の心の豊かさへの価値観の転換が環境の問題に対しても意識変化しており、経済的社会的激変が企業の社会的責任の明確化となって具体的に問われるようになってきたといえよう。

b. 企業の社会的責任の明確化と環境

公害批判を予防する技術の開発と環境基準の適用が重視される背景には、企業の甘えが許される根拠がどこにもない上に公害防止に対する社会的要求が強いこと、公害の防止の責務を遂行することが社会的責任を果す第1歩であるという自覚が広く産業界に浸透したからである。

今後、企業が問われているのは企業の社会的責任としての経営者のモラルのほかに私企業と資本主義経済体制の責任が問われ始められている。

経済と企業の国際化が新たな社会的責任を企業に要請しているからである。しかし、企業の社会的責任はいろいろのところで問題が取り上げられており、本論では環境問題としての社会的責任について取り上げて見ることにする。

まず、言えることは環境破壊を未然に防止するために開発行為の影響を事前に調査し、関係住民にチェックを受けるという制度が定着すれば、企業の意志決定は大きな変化を迫られると思われる。

特に民法の709条（不法行為の要件）の中に「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者はこれによりて生きたる損害を賠償する責任がある²⁾」と記してあるように、公害の場合には過失は何もないのであるが無過失責任賠償が公害の問題についてはあり、公害を出しているか、いないかは法律上の問題であり、一方にダメージを受けた人間がいる。一方には利益を受けた企業があるということは過失云々ぬきで損害賠償しななければならない。

要するに無過失損害の概念が出てきたと言える。環境の問題との関連において社会的責任の中で取り上げなければならない重要な問題点である。

以上、人間社会の中での価値観が環境問題の関連でどのように転換してきたか、そして、環境の中で企業の社会的責任の明確化がどのような立場にあるかを述べてきた。次に

価値観の変化に伴い、社会的領域の範囲が複雑多岐にわたり、装置型工業の立地は環境汚染問題の排出でますます立地因子の検討をせまられている関係から、環境問題の直接的要因となる工場立地の問題点について以下、述べる。

3. 工場の立地

a. 工場の立地とその問題点

人口が集中する都市においては、公害が最も深刻に現われており、特に工場生産は一定の地域に集積する傾向を強く持っている。

本来、企業活動は営利を目的として営まれるが、特に資本主義経済下においては必要な資金を調達し、人的、物的要素、技術とが複雑かつ有機的に結合され、そしてある地域に立地集積することによって、個々の工場が集積利益を享受する理由は、他の地域に孤立して立地するよりも生産を有利に行うことができるからである。

したがって、工場の新設に当たっては工場立地の問題が重要な事項となる。

特に産業は自然条件に依存し、ことに土地を離れては考えられない。

産業の生産面に関するものも、流通の面に関するものも、それぞれの位置において立地の問題が行なわれる。これが立地の問題である。

一国の産業は土地を中心にいろいろな原因関係に左右される。そして、その問題が日本の産業の解析すべき課題の1つとして多く論ぜられるようになってきた。

すなわち、工場用地の取得、工業用水、港湾施設等の問題はもちろん、環境問題（大気、水、騒音、振動、臭気）が大きくクローズアップしてきたのである。そこで以下、環境悪化に対する規制因子として、自然、経済的人為的の3つの立地因子から検討して見る。

b. 立地因子の検討

ある企業や産業が特定の場所に立地するのは一般にその場所がその企業や産業に対して、生産費、収益、製品の品質などにおいて、他の場所よりも有利な条件を提供するからであるといつてよい。

このような要因を立地因子と呼んでおり、この要因の企業に対する影響は次のように言うことができる。

a. 自然的立地因子

工場は他の第1次産業などに比べると、自然の条件によって立地上の利得を受ける程度は比較的少ないといつてよい。

この傾向は、トランジスター工場のように無窓式で、エア・コンディションを完備させるといふ建築様式の出現によって、ますます強められている。

特に工業の場合、自然的立地因子の中で重要性をもつものは、第1に温湿度であり、第2に用水供給の問題（工業用水の量と質、用水供給条件）である。

b. 経済的立地因子

自然的因子の他に経済的な立地諸因子、すなわち、市場を構成する諸因子（人口の量および質）および運搬に関する因子がある。

c. 人為的立地因子

次に工場の誘致、地域産業構造の高度化を目指す地区では各種の法規や規制の問題がある。そのような制度的人為的な因子は企業、産業の誘致を目的とするものがあるが、また、これを規制するものもある。

以上、環境悪化に対する規制因子としての諸種のものゝ公害規制としてとらえることができる。

又、工場の立地因子の要因によっては、企業の生産過程の中での影響で環境汚染を悪化させるだけでなく、市場における商品の消費の段階まで公害原因を内包させていることがわかる。したがって、立地因子が工業化を行う上で大きく環境問題の影響の範囲を拡大する要因であると捉えておく必要がある。

この場合、各種の立地因子の予測が複雑多岐にわたり企業の経済的社会的発展の中核的機能を果たすことが困難になりつつあり、環境政策の果す役割が必要となる。

表2 人間・自然の代謝過程

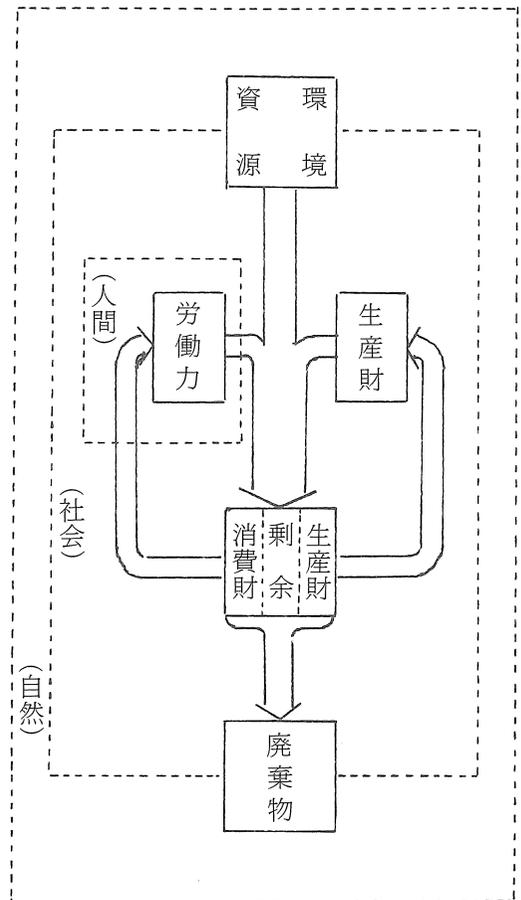
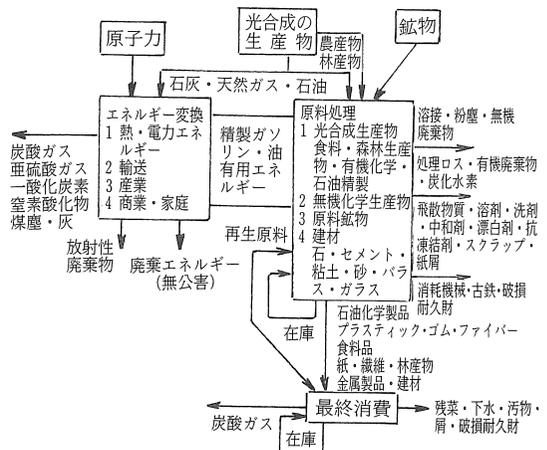


表3 生産物と廃棄物



4. 環境政策

公害に対する社会の価値観の転換が環境問題に対しても意識変化しており、それに伴い、物質の人工的な変換度を循環システム（表2、3）の許容限度内に押えることが環境保全上必要という考え方が拡大してきている。

したがって、環境問題の対策も環境基準、排出基準においても住民の生活環境保全に重点が置かれ、目標を達成するため各種施策が強化されてきている。

a. 環境基準

わが国の環境基準の特色は、次のように指摘することができる。

- ① 環境基準は通常全国レベルで設定される。多くの場合法律は数字でなく概念を取扱っている。地方自治体が環境基準を変更することはできないが全国どこでも同一であるということではない。場所によって違える

(出所) Kneese, A. V., "Directions of Research and International Cooperation in the Future" (1970年3月)

表4 日本および主要国における大気質の目標(1975年)

国	名	SO ₂ (ppm)	NO ₂ (ppm)
日	本	0.04	0.02
カ	ナ	0.06	0.10
ア	メ	0.14	0.13
西	ド	0.06	0.15
フ	ラ	0.38	—

ことができる。

- ② 環境基準はわが国では一般的に厳しい。

表4は1日平均地上濃度を示している。

- ③ わが国では環境基準は非常に重要なものとして扱われている。この基準は望ましい行政目標であり、拘束力をもってないが、重要な役割を果たしている。

b. 排出基準

わが国においては政策手段、つまり汚染者に対する拘束は排出基準から成り立っている。排出基準には次のような主要問題点がある。すなわち

- ① 基準を設定する主体は誰か
- ② 基準はどのようなものか
- ③ 環境基準との関係
- ④ それはどのように施行され適用されるか等である。

政府は自動車排出ガス基準のようなもののほか、大気、水、騒音に関する数多くの排出基準を設定した。これらの基準は地方自治体が定める基準によって補強されることが多い。また、排出基準のほとんどは汚染物質の量ではなく、濃度によって規定されている。

次に本件において取上げるSO_xの排出施設に対する排出基準は次のようである。

$$q = f (K, H, Q, V, T)$$

ただし q = 時間当りのSO_x排出量

k = 係数, H = 煙突の実高, Q = 排ガス量

V = 排ガスの排出速度, T = 排ガスの絶対温度

基準は汚染物質の量で規制されるが、これは排ガス量の関係であるから、希釈によって汚染物質の排出量を増やすことができることを意味する。

なお、式の中で重要な役割を果たす係数 K の値は汚染施設の所在する地域によって異なる。100以上の地域が「16」の K 値グループに分けられて指定されている。また煙突1本当りの排出量は拡散モデルを用いて計算され、地域性を反映している。つまり、地域の工業化が進んでいるほど基準は厳しくなっている。

c. 環境アセスメント

わが国は二つの方法で汚染活動の立地規制を試みた。

- ① 地域計画の策定、つまり、汚染活動を環境にとって最も少ない場所に立地させようとしたこと、すなわ

ち、積極的方法である

- ② 環境アセスメント手法によって、環境にとって一番有害な場所に汚染活動を立地させないようにしようとしていること。すなわち、消極的方法である。

消極的な規則、すなわち、環境影響評価手続きは次第に導入されつつある。

評価対象となる項目は環境の質に及ぼす影響である。すなわち、事例ごとにこの「必要とされる水準」を見出すことから始まり、この水準に照らして当該事業の影響評価が行なわれることが必要である。

以上のように、環境政策は「公害対策基本法」に基づく施策の実現のために環境基準・排出基準の規定強化されてきていることからして、あらゆる科学の総力を結集して、それぞれの専門分野から環境問題解決にアプローチされることが重要であり、社会における調和のある科学技術の発展とその適用が重要な意義を有する以上、開発計画と行為が環境に及ぼす諸影響を調査・分析・予測・評価する環境アセスメント手法の制度化の導入は時代の流れとして捉えなければならない。

それだけに、社会の価値観の変化とともに環境政策もこれに応じて変化してきている以上、従来の経営自体の活動の内面において、対処、改善を目的とした部分経営診断の方法では対処できなくなっており、環境問題を経営診断として、どのように取り上げて行くかの問題が残るわけである。

5. 経営診断における環境問題の重要性

わが国の如き、小資源国が生存し、繁栄して行くためには、巨大な量の物質的資源及びエネルギーの消費により、生じる正の利益と、これに生じる負の利益、すなわち、環境悪化をいかに調和させるかにある。

そのためには、従来の経営診断、たとえば、経営体の診断、企業組織の診断、経営戦略の診断を的確に行うと同時に企業を取り巻く環境問題の診断をよりの確に行う必要がある。

環境問題については、工学の視点に立って、環境問題を考え、環境工学に系統でけるのも1つの役割であり、各分野の総合的、学際的なアプローチすることも重要な役割である。

すでに図2に示すように「環境工学は5つの柱、その背景をなす環境理念およびこれらを総合化したものに対する工学的なかかわりとして環境工学の構造を捉えられなければならない⁴⁾」という環境工学の考え方は示されている。

経営診断についても環境工学的アプローチの方法が必要であると考えられる。

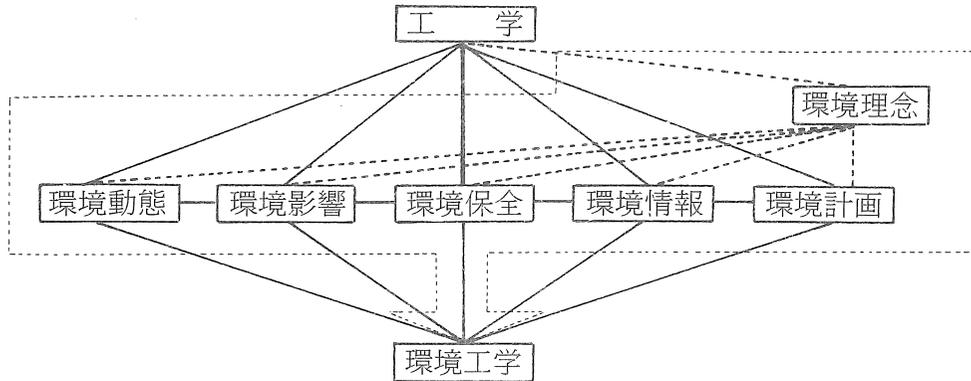


図2 環境工学の構造

現に山城教授の「経営学と経営診断学」の中で「環境問題などの研究の新動向からecologicalな新しい考え方が重視されており、この新しいものをManagementや診断に導入しなければならないようになってきている⁵⁾」という指摘もあり、又、三上教授のsocio-ecological consultingの必要性を主張されており、しかもその中で「今日、公害問題は重大な関心のマトであり、今後、その重大性は一層増大する。この場合、当然に公害を診断する公害診断が社会の要請として強まってくる。そのための研究が開発されなければならない⁶⁾……」と指摘されている。

だが、従来の経営診断制度は環境問題にアプローチするにはきわめて不備なものである。

従来の経営診断は、企業の企業力を一応抽象的な財務会計的数値について、数量的、非数量的に把握することからはじめた。

そして、当該経営の特殊性に即しつつ、経営の内的、外的な諸影響の変化について変りゆく企業力、企業目的達成力を総合的に判断する⁷⁾。

その総合的判断の方法として、財務会計的数値を金額的表示把握、物量的把握を起点とし、終点とする分析方法が取られた。

ゆえに収益性、安定性、成長性、生産性等の生産的、能率的財務均衡関係数について、その変化の原因探究を相互関連的に行い、しかも、物量的に見ることが必要であり、その企業力への諸影響要因に関する経営の処理と対応の適否を総合的に判断した。

以上のように経営診断においては批判的にも建設的にもあらゆる企業影響を財務経済的に結びつけて考察する従来の経営診断からは環境問題を経営自体の内在的な論理として、究明することはきわめて困難であると言わねばならない。

なぜなら、すでに前述したとおり、環境問題が価値観の変化に伴い、社会的領域の範囲は複雑多岐にわたり、

また定性的な要因が主体であるためである。

しかし、現代の経営診断の課題は環境問題を認識することが重要であると同時に、従来の経営診断と環境の事前評価に対する診断とは根本的な違いがあることを認識しなければならない。

それは「公害対策基本法⁸⁾」では第2条にて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つを公害と定義しているが根本的な違いはある面において、強行法規的な操業停止、あるいは改善命令というような面まで行使できるという点を重視する必要がある。また、避けて通るということができなくなっている。経営診断と違って、以上のような強行法規制と技術的な問題がある点である。そして、企業が新しい環境に適応するために、企業に対して、環境基準とか排出基準が公害の関係である。環境基準と排出基準についてすでに前述したとおりで技術的にも未解決な面が非常に多く、これからはますます問題になってくると思われるが、地域によって基準が違っている点もある。

従来の経営診断の概念ではかならずしもうまく行かない面があることを認識しなければならない。その意味において、経営診断においては環境問題についての重要性を認識すると同時に経営診断への事前評価の診断の必要性がここにある。

6. 経営診断に対して環境事前評価の診断の必要性

経営診断は財務比率のほか経営技術的、固有技術的あるいは人間関係的にすべての具体的な経営問題、経営事象を診断に取りあげることが必要となり、経営上の諸問題を分析解明把握して、これを最高管理の立場から総合的に過去・現在および将来の問題も含めて検討判断解決するようになっている。

今日では、さらに将来の予測につながる経営診断の重要性が認識され、経営における技術、人間性の要因を分

析解明するために社会科学的方法論や情報科学、管理工学、システム工学などの考え方を導入し、これらを融合した未来融合学としての経営診断へと確立されつつある。

しかし、現行の経営診断は経営環境を経営活動自体の内在の問題ととらえているに過ぎない。

本論は環境問題に対して、経営診断の中に如何に取り入れるかの事前評価の診断であり、企業から排出される環境汚染問題に対して工学的アプローチが行なわれ、環境アセスメントへより展開される診断である。したがって現段階では、環境問題などの研究の新動向、たとえば、環境アセスメント手法の科学的予測手法技術を経営診断の科学的要請として導入しなければならない段階であるわけで経営診断が企業と環境の相互の連携を保った動的な経営診断となり得るには環境問題に対して、環境アセスメントへの現実的なアプローチが必要である。そして、次の段階として、環境問題の領域への経営診断的なアプローチへと進むことが重要である。それは、総合的、学際的アプローチを加味した事前評価診断であらねばならない。

7. 事前評価と診断

表5は従来の経営診断項目と環境影響評価手法の診断項目比較である。

この表からもわかるとおり、従来の経営診断（この場合は公共診断の例）は部分診断を形成する工業、商業、産地、団地、系列、転換の診断等といったものが単なる点の一要素に過ぎず、各部門診断が独立して個別に存在している静態的経営診断である。

各部分診断が各個バラバラのものでなく、相互に連携を保ったダイナミックな経営診断となり得るには、さらに経営診断を構成する各要素を増し、それらを総合的、学際的に見ることが大切であり、大きな範囲で診断運営する必要がある。そして、環境アセスメント手法を経営診断の中の事前評価診断へと発展させるべきであり、また、しなければならない。特に工業団地診断要領の中には事前評価診断技術を導入すべきであり、工業団地開発の有効なる科学的予測手法の確立の必要性から、汚染物質の技術予測、技術開発から事前評価診断を行い、工業団地内の経済的仕事のシステム及び十分環境が保全しうるようなプロセスを探索、改変できると考えるしだいである。

8. 今後の課題

経営診断における環境の事前評価の診断の必要性について述べてきた。

しかし、今回は環境問題を取り上げなければならない背景とそれに対しての事前評価の診断の必要性について展開したに過ぎない。

今後の課題として

○経営診断の課題として、環境の事前評価の診断を具体的に体系化すること。

○現在の環境の法律と環境アセスメントの技術手法がCostとの関係の中でどう経営診断の中で関係づけるかである。

参考文献

- 1)環境庁編：昭和53年度版：環境白書：大蔵省印刷局発行p. 39
- 2)小六法：昭和53年度版：有斐閣
- 3)横山・北林・足立共著：環境アセスメント手法入門：オーム社p. 24
- 4)京都大学工学部化学工学教室：環境化学工学に関する研究報告書p. 9
- 5)山城章：経営学と経営診断学：企業診断2月号Vo121 p. 14
- 6)三上富三郎：経営診断の論理とアプローチ：企業診断2月号Vo123 p. 8
- 7)工藤市兵衛：未来的融合学としての企業診断：企業診断9月号Vo116 p. 18
- 8)公害関係法令・解説集53年度版ぎょうせいp. 18

表 5 従来 の 経営 診断 項目 と 環境 影響 評価 手法 の 項目 比較

		公共診断の場合の例	
従来 の 経営 診断 項目		環 境 影 響 評 価 項 目	
<ul style="list-style-type: none"> ◎工場診断の場合 ○経営基本 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者 ・ 基本方針 ・ 経営全体計画 ・ 経営組織 ・ 内部統制 ○生産 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産計画 ・ 工程管理 ・ 作業管理 ・ 品質管理 ・ 資材購買管理 ・ 設備工具管理 ・ 設計技術管理 ・ 熱、動力管理 ・ 外注管理 ○販売 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売計画 ・ 市場調査 ・ 製品計画と価格政策 ・ 広告と販売促進 ・ 販売品管理 ・ 販売経路 ・ 販売組織 ・ 販売割当と得意先関係 ○財務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計組織 ・ 帳簿組織 ・ 事務処理 ・ 財務構造 ・ 資本運用 ・ 利益及び費用収益管理 ・ 会計資料の利用 ○労務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務組織と担当者 ・ 採用入職方法 ・ 昇進、異動 ・ 作業条件 ・ 服務規律 ・ 苦情処理手続 ・ 給与 ・ 労働関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練 ・ 意思進路 ・ 安全、衛生 ○福利厚生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生監督者 ・ 協同活動人の活用と職場士気 ○事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務組織 ・ 事務分担 ・ 事務の標準化 ・ 事務の処理方法 	<ul style="list-style-type: none"> ◎開発計画における環境保 全基本方針 ○環境の現況 <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域の概況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の範囲 ・ 自然的条件 ・ 地圏 ・ 水圏 ・ 水象 ・ 気候 ・ 社会的条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 ・ 産業 2. 土地、水系利用の概況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸地域利用の現況 ・ 水面利用の現況 ・ 利水状況 3. 環境質の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染物質の発生源状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定発生源 ・ 移動発生源 ・ 地域内主要大気汚染物質発生量 ・ 隣接域の状況 ・ 自然発生源 ・ 排出規制状況 ・ 大気質の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査概要 ・ 汚染物質の状況 ・ 大気質の概要 ・ 水質汚濁物質の発生源状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生源 ・ 地域内主要汚濁物質発生量 ・ 隣接域の状況 ・ 排水規制の状況 ・ 水質の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査概要 ・ 汚濁等の状況 ・ 水質の概要 ・ 環境基準類型指定の 	<ul style="list-style-type: none"> 状況 ・ 底質の現況 ・ 土壌の現況 4. 騒音等の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動 ・ 悪臭 ・ 地盤沈下 5. 自然的環境の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域 ・ 植物 ・ 動物 ・ 自然的環境対象の価値評価 6. 住民の保健生活状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健状況 ・ 保健水準 ・ 食品状況 7. 環境関連社会資本の整備状況

出所：中小企業庁編診断要領等例規集，
社団法人 中小企業診断協会 p 88

出所：環境情報科学センター環境影響評価制度研究班編
：環境影響評価資料集 p 43

従 来 の 経 営 診 断 項 目	環 境 影 響 評 価 項 目
<p>◎工場団地診断の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件 <ul style="list-style-type: none"> ・用地 ・気候災害 ・鉄道港湾 ・道路 ・電信電話 ・上下水道 ・電力 ・労働力需給 ・厚生施設 ・公共機関 ・集団化の経済構造 <ul style="list-style-type: none"> ・集団化企業業種と一般当該業界との関係 ・地域産業と集団化企業業種との関係 ・集団化企業の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・経営実態 ・集団化への協調性 ・集団化目標の設定 ・事業協同組合の実態 ・集団化の性格 ・集団化基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・集団化総合計画 ・建設計画 ・団地レイアウト ・事業化共同組合の経営計画 <ul style="list-style-type: none"> ・組合の組織 ・事業運営 ・共同事業の計画 ・設備計画 ● 資金計画 ・要員計画 ・利益計画 ・集団化企業経営計画 <ul style="list-style-type: none"> ・販売計画 ・生産計画 ・設備計画 ・要員計画 ・資金計画 ・利益計画 	<p>◎環境保全計画と環境影響予測</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.開発計画の概要 2.土地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画 ・工業区画 ・住居商業区画 ・農業, 畜産業等区画 ・港湾, 海岸及び河川 3.工場立地計画 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業 ・中小企業 4.交通計画 <ul style="list-style-type: none"> ・陸上交通 ・海上交通 ・その他の交通 5.利水計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・用水計画 ・漁業等利用計画 6.自然的環境保全計画 7.廃棄物, 下水道等計画 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物 ・下水道等 ・油濁防止施設 8.その他の開発計画において特に留意した事項 9.隣接域又は地域内の汚染物質削減計画等 10環境大気予測 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源情報 ・気象条件 ・大気質の予測 11環境水質の予測 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源等情報 ・水象条件 ・水質の予測 12騒音等予測 13今後の環境保全対策 <p>◎総合評価</p>

出所：中小企業庁編診断要領等例規集，
社団法人 中小企業診断協会 p 463

出所：環境情報科学センター環境影響評価制度研究班編
：環境影響評価資料集 p 43